

○漏水に係る水道料金の減免に関する事務取扱要綱

令和5年5月29日

要綱第3号

漏水に係る水道料金の減免に関する事務取扱要綱(平成5年海部南部水道企業団要綱第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、海部南部水道企業団給水条例(昭和36年海部南部水道企業団条例第7号)第32条の規定に基づき、漏水に係る水道料金の減免について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者等 水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者
- (2) 検針水量 海部南部水道企業団(以下「企業団」という。)が設置した水道メーターにより計量した水量
- (3) 期 料金の算定の基礎となった期間
- (4) 使用実績水量 次に掲げる方法で算定する、漏水した期において漏水しなかった場合に使用したと認められる水量とする。
 - ア 過去4か月間の平均使用水量又は前年同期の使用水量とする。
 - イ アにより難しい場合は、その他使用水量の実績、現在の使用状態を考慮して算定する。
- (5) 漏水量 検針水量から使用実績水量を差し引いた水量とする。

(減免の対象及び減免水量)

第3条 減免の対象及び減免水量は、使用者等が維持管理する給水装置(貯水槽水道を含む。)の漏水で使用者等の責めに帰し難い場合とし、次の表に定めるところによる。

減免の対象となる要因	減免水量	
	漏水量が使用実績水量の2倍までの場合	漏水量が使用実績水量の2倍を超える場合
(1) 地中、壁の中、床下等通常では目に見えない箇所から漏水した場合	漏水量の2分の1を減免する。 (計算式:漏水量×(1/2))	検針水量から使用実績水量の2倍を差し引いた水量を減免する。 (計算式:検針水量-使用実績

		水量×2)
(2) 地表、地上等で発見が困難な箇所から漏水した場合	漏水量の2分の1を減免する。 (計算式: 漏水量×(1/2))	漏水量の2分の1を減免する。 (計算式: 漏水量×(1/2))
(3) 自然災害、火災が原因で漏水した場合	漏水量	漏水量

2 使用実績水量及び減免水量の算定で1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(減免の対象外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの場合は減免の対象外とする。

- (1) 使用者等が善良な管理を怠った場合
- (2) 故意又は過失により給水装置等を破損した場合
- (3) 蛇口又は蛇口と同様な用途のバルブ、止水栓、蛇口に接続したホース、管、器具等から漏水した場合
- (4) 前条第1項の表中第1号及び第2号に掲げる減免の対象箇所で、製造物の欠陥又は施工不良が原因で漏水した場合
- (5) 減免認定を受けた期から1年以内に漏水した場合。ただし、漏水箇所が異なる場合はこの限りでない。

(減免の対象期間)

第5条 減免の対象期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 減免の対象期間は、漏水していた期のうち漏水量が最も多い1期分とする。ただし、第3条第1項の表中第1号に掲げる場合のうち、漏水の発見が困難で修理完了までに長期間要した場合でやむを得ないと認められる場合は、2期分を限度として減免の対象とすることができる。
- (2) 前号の規定にかかわらず、第3条第1項表中第3号に掲げる場合は、その漏水期間を減免の対象とすることができる。

(提出書類)

第6条 減免を受けようとする者は、水道料金減免申請書を企業長に提出しなければならない。この場合において、漏水修繕業者等による漏水修理証明書及び修繕前後の写真を添付するものとする。ただし、海部南部水道企業団指定給水工事事業者による修繕かつ水道メーターの口径が13ミリメートル又は20ミリメートルの場合は、写真の添付を省略するこ

とができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。